

地域と連携した学校防災体制の構築に向けた取組について

～いかなる災害からも児童生徒等の命を確実に守る～

はじめに

尊い命や住み慣れた街並みなど、かけがえのない多くのものを一瞬にして奪い去ってしまった未曾有の大災害「東日本大震災」から13年が経過しました。

本県では、多くの犠牲者を出した東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針」、発達段階に応じた「みやぎ防災教育副読本『未来への絆』」などを作成し、学校における安全管理体制の強化を進めるとともに、児童生徒等の防災意識の向上にも努めてきました。

また、防災教育の推進と地域と連携した防災体制の強化を図るため、県内全ての公立学校に「防災主任」を校務分掌に位置付けるとともに、地域の拠点校に「安全担当主幹教諭」を配置し、学校安全3領域、いじめ対策・不登校児童生徒支援・心のケアにおける地域と連携した取組を推進しています。



1. 宮城県学校防災体制在り方検討会議

東日本大震災では、県内の幼児、児童生徒、教職員の多くの命も奪われました。特に、石巻市立大川小学校においては、避難途中で児童や教職員が津波に襲われ、70名の児童及び10名の教職員が亡くなり、未だ4名の児童が行方不明となっています。

令和元年10月には、この石巻市立大川小学校事故に関する国家賠償等請求事件において、最高裁判所で決定した控訴審判決の確定により、教育委員会や学校に対して、事前防災の重要性とその責務が明示されました。

県教育委員会では、この確定判決を踏まえ、有識者による「宮城県学校防災体制在り方検討会議（以下、「検討会議」という。）」を設置し、これまで行ってきた学校防災の取組を検証し、新たに実施すべき取組の方向性について検討するとともに、「いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制の構築」に向けて取り組んでまいりました。

2. 新たな学校防災体制の構築に向けた提言

検討会議では、これまでの学校防災に係る取組の検証結果等を踏まえ、児童生徒等の命を確実に守るために必要な取組の大きな柱を基本方針として4つに整理して、学校や教育委員会が取り組むべき今後の方向性を次のとおり示しています。

【方針1】 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

時間の経過とともに東日本大震災の経験が薄れていく中、学校が法的に負う「安全確保義務」の自覚や、いかなる災害でも「児童生徒等の命を確実に守る」という強い覚悟を定着させるため、学校長や教職員の防災意識をこれまで以上に高めることが必要です。

さらに、地震や津波のほか、台風や豪雨などによる風水害など大規模な自然災害が全国的に頻発するなど、災害がいつでもどこにでも起こりうる状況の中、地域で想定される全ての災害について、教職員は、学校内はもとより学校外での教育活動や登下校中など、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、不測の事態にも対応できる力を養成する必要もあります。

その際、全ての教職員がいかなる危機に直面しても的確に判断し、児童生徒等の命を守るために主体的かつ適切に行動できる力を身に付けられるよう、講義形式のみならず、教職員同士が意見を出し合い、地域の災害特性等を踏まえたあるべき防災の取組等を組織として継続的に検討する研修を実施するといった工夫を行うことが重要です。

《今後の取組の方向性》

- ① 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成
- ② 教職員の災害特性等を踏まえた、高いレベルの防災知見の獲得
- ③ 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の養成
- ④ 教職員の不測の事態にも、適切に対応できる能力の養成
- ⑤ 防災担当者等における防災体制等の充実強化に係る資質・能力の養成

【方針2】 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

東日本大震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の記憶や関心の低下が懸念される中、被災地の訪問や地域住民との交流等を通じ、児童生徒等に震災での経験や教訓を伝え、命の大切さを学ばせることが必要です。

また、児童生徒等において、自らの命は自らで守る「自助」の観点から、主体的に行動できる力を養うため、発達の段階に応じ防災を自分事として捉える防災教育を実施することが重要です。

地域においては、少子高齢化が進む中、将来的な地域防災の担い手育成が求められており、児童生徒等に対し、他者を助ける「共助」や地域防災に貢献する「公助」の意識を醸成するとともに、地域の一員としての自覚を持って地域防災に積極的に参加する行動力を養うことも求められます。

《今後の取組の方向性》

- ① 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の推進
- ② 「命を守る」意識の醸成
- ③ 防災への関心を継続的に高める取組の推進
- ④ 地域の災害特性等と、とるべき行動の理解を促す防災教育の実施
- ⑤ 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成
- ⑥ 将来的な地域防災の担い手育成

【方針3】 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

学校は、地域の災害特性等について継続的に最新の知見を得るとともに、地震や津波、風水害など、地域で起こりうる全ての災害はもとより、災害に伴い発生する火災等の二次災害や、管理職や防災主任などの防災担当者不在時の災害対応など、不測の事態にも対応できる防災体制を構築しなければなりません。

その際、学校においては、管理職や防災主任などの防災担当者が不在時に被災しても、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災主任などの防災担当者のみならず、全ての教職員が組織的に対応できる体制を整備することが不可欠です。

また、教育委員会は、学校における防災体制がより強固なものとなるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、あるいは大学などの専門機関等と連携しながら、学校における取組の指導や支援を行うことが必要です。

《今後の取組の方向性》

- ① 地域の災害特性等の把握
- ② 不測の事態に備えた学校防災体制の整備
- ③ 学校の事前防災に係る点検及び不備の是正
- ④ 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証
- ⑤ 学校の取組に対する支援等
- ⑥ 災害時における防災担当者等による災害対応支援

【方針4】 地域や関係機関等との連携による 地域ぐるみの学校防災体制の構築

児童生徒等は、学校にいる時間よりも、家庭を含め地域にいる時間の方が長いことから、児童生徒等を守るための学校防災の取組について、家庭や地域住民の共通理解や協力が不可欠です。

また、地域においては、小学校や中学校を中心に多くの学校が市町村の指定緊急避難場所や指定避難所とされるなど、学校は地域の防災拠点としての重要な役割を担っており、地域住民にとっても、自らの安全を確保するために学校との連携を深めることが必要です。

さらに、地域における共助の核である自主防災組織については、震災に伴う人口流出やコミュニティの再編、あるいは少子高齢化等により組織率の低下や構成員の高齢化といった課題がある中、組織の活性化や新たな担い手確保等の観点から、学校との連携や、児童生徒等に地域の一員として積極的な参加を促すことが重要でもあります。

これらを踏まえると、学校と地域が防災について連携・協働体制を構築することは、児童生徒等の命はもとより地域住民の命を守ることに直結することから、様々な機会を通じて、日頃から学校と地域が、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関の協力を得ながら緊密な連携・協働体制を構築し、震災の経験や教訓、あるいは地域の災害特性等に係る知見を共有するとともに、学校と地域が方向性を一つにして、地域ぐるみで学校防災マニュアルの作成・見直しや防災訓練の実施といった防災の取組を継続的に行うことが重要です。

《今後の取組の方向性》

- ① 地域の災害特性等に係る知見の共有
- ② 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保
- ③ 関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援
- ④ 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出や普及等
- ⑤ コミュニティ・スクール等を通じた継続的な連携・協働体制の構築

3. 提言を踏まえた 県教育委員会の取組

県教育委員会では、これまで行ってきた取組に加え、新任校長を対象としてきた被災地訪問型研修を、令和3年度からは新規採用の教職員にも拡充しました。



さらに、地域連携による学校防災体制の構築に向けた新たな取組として、地域と連携した学校防災の取組に係る相談窓口を県教委内に設置し、県内各学校等にアドバイスなどの支援ができる体制を組織するとともに、専門的知見等を必要とする場合には、大学等専門家（学校防災アドバイザー）の派遣による助言につなげ、学校の取組を支援することとしました。

加えて、地域の災害特性等を踏まえて選定した協力校において、地域ぐるみの新たな学校防災体制等の構築に係る優良事例を創出するための実践研究を行い、その成果を各学校や、地域・学校防災に係る関係者と広く共有することにしました。

4. 地域連携型学校防災体制等構築推進事業

前述のとおり、学校は地域と連携した学校防災体制を構築し、地域ぐるみで災害対応力を向上させていく必要があるため、令和3年度より地域連携型学校防災体制等構築推進事業を実施しています。

(1) 学校防災アドバイザー派遣

令和4年度は、学校や教育委員会に学校防災アドバイザーを37回派遣しました。主な派遣依頼は、実効性のある避難訓練や防災マニュアルの見直しに関する助言、地域との連携にかかわる助言等です。専門的な知見を生かし、地域と連携した学校防災体制の構築を支援しています。

(2) 実践研究協力校における取組

実践研究協力校では、地域や関係機関等と連携した防災マニュアルの見直しや避難訓練を行うとともに、教職員や児童生徒等に対し、災害など様々な状況下での判断力や命を守る行動力の育成を図る取組を行っています。



【地域住民との情報交換・防災マニュアル確認】



【実践的な災害対応能力を身に付けるための教職員研修】

「地域連携型学校防災体制等構築推進事業」について

事業の背景

- ✓ 大川小学校事故判決や、学校防災体制在り方検討会議の意見を踏まえ、児童生徒の命を確実に守れるよう、学校防災に係る取組を検証の上、再構築することが必要とされている。
- ✓ 学校には、事前防災のため地域の実情を踏まえた高い知見が求められている。
- ✓ さらに、児童生徒や教職員に対し、学校内外において、いかなる災害にも対応できるよう、様々な状況下での「判断力・行動力育成」に向けた取組を地域ぐるみで行うことが不可欠となっている。

事業イメージ

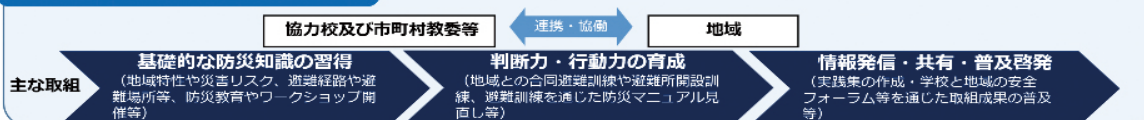
① 県教育委員会による県立・市町村立学校や市町村教育委員会への支援

～各校における学校防災の取組に対する支援～

- ・ 地域と連携した学校防災の取組に係る相談窓口の設置
- ・ 防災教育や防災訓練等について大学等専門家の紹介・派遣による助言等支援

② 協力校における実践研究

～他校の参考となるような優良事例の創出～





【震災遺構を訪問しての防災教育】

これらの成果をフォーラムや通信、各種研修会等あらゆる機会に紹介し、県内全体における学校防災の一層の推進を図っています。

おわりに

1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、東日本大震災後も、全国では、地震のほか、大雨による洪水や土砂災害が発生し、甚大な被害を及ぼしています。本県においても、平成27年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風と大雨による甚大な被害を受けており、昨今の大雨等による災害が激甚化している状況を踏まえれば、どの学校も地域の災害特性を十分に把握し、安全体制の充実を図る必要があります。

災害に対し、いかに『我が事として備えておくことができるか』が命を守り抜く上での鍵となります。震災の教訓を語り継ぎ、学校、地域、関係機関が一体となり、児童生徒等の命を守り抜く体制を構築し、引き続き防災力の強化に努めていきます。

【本県の学校防災関係資料】

本県の学校防災関係資料は、宮城県教育委員会のホームページ“みやぼう”で御覧いただけます。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/index.html>

